



2009年9月発行(16)
板橋区保育園父母の会
連絡協議会(板橋父母連)
 会長：船橋由貴子
 住所：174-0046
 板橋区蓮根 2-28-2-515
 URL <http://itakids.jp/huboren/>
 メール itabashi_fuboren@yahoo.co.jp

父母連と子ども家庭部長が懇談しました

さいわい保育園廃園民営化を中心に

板橋父母連は区役所内で7月22日夜、区と懇談し20人超の関心を寄せる人々が参加。中村部長以下、井上保育サービス課長など計4人が応対し、主にさいわい保育園の民営化について話し合われました。

さいわい保育園は平成24年度から建替え後の新園舎で民営化が予定されています。民営化と同時に新園舎になる事例は今回が初めてで、今後も都営住宅建替えに伴う民営化が順次予定されている事から、さいわい保育園が今後のモデルケースとなります。

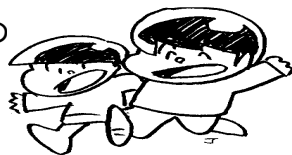
懇談では、さいわい保育園民営化に関連して、事業者選定の詳細、保護者の不安の訴え、不安を軽減するための具体策の要望等のほか、板橋区の待機児対策、区有地3ヶ所に私立保育園を誘致する話等質疑応答が相次ぎ、1時間では話し足りない内容でした。

今後も子どもたちを中心に考えた視点から、区との懇談を継続したいと考えています。

保育に関心のある方の、多数の参加をお待ちしています。

対区懇談での主なやりとり

父母の質問	保育サービス課の回答
応募事業者が4つに満たない場合、区立園存続は？	区立園として保育を行なうことは考えていない。
さいわい保育園の選定基準が、今後の建替え民営化予定園の基準となるの？	過去の選定基準を、今後の民営化予定園でもたたき台として参考とする。
民営化後、地代を10年間板橋区が補助するとの事。なぜ10年間なの？もっと長く補助はできないの？	事業者が都と賃借料を負担することになるが、園運営に負担を軽減するため区が補助を行う。10年というのは政策的に決めた期間。10年以上は難しい。
保育士の総入替わりと同時に園舎も変わってしまうと園児達にとってかなりの負担になるのでは？	保育士が替われば子どもたちに負担になることもある。だから今回は合同保育を十分実施していく。実施方法についてもよく相談する。
民営化園(加賀・かえで)では退職者が多いと聞きますが、実際はどうなの？	正規保育士数で、加賀で07年度に2名、08年度に2名、09年度は異動なし。かえで保育園で08年末で5名が退職。



楽しみながら知恵出しあって

板橋父母連 2009年度新会長 船橋由貴子



今年度会長になりました、船橋です。今年度のふぼれん総会は、布芝居屋のなにもの屋さんに来ていただきました。昔話「へたれよめご」と「ねずみきょう」の、観客を巻き込んだ生舞台を親子揃って楽しみました。親子で楽しめる行事をこれからも企画して、ふぼれんの輪が広がったらステキだなと思います。

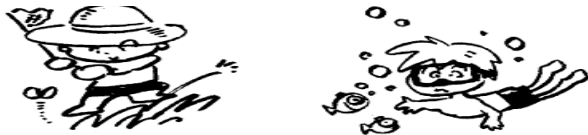
区立保育園の民営化、用務・調理の民間委託、私立園の補助金減額、待機児増、新保育制度改革等、公立・私立問わず保育園を取り巻く状況は、年々不安定になりつつあるように感じます。「対象園だけの話」ではなく、板橋の子どもたちみんなのために、楽しみながら知恵を出しあって活動するふぼれんを目指したいと思います。ぜひ子連れで気軽にふぼれんへ来てくださいね。
 (高島平つつじ保育園)

さいわい保育園～いよいよ応募事業者の募集内容大詰め～

平成24年4月の民営化を去年の暮れに発表されて以来、すでに8回ほど行政側主催の説明会(検討会含む)が行われてきました。参加する保護者もすでに顔見知り、毎回7～8名ほどの参加があります。他民営化園とさいわい保育園の異なる点は、新園舎も事業者が建設をするという点です。

当初は「募集は板橋区内の社会福祉法人限定」という行政の見解でしたが、保護者の意見の尊重ということで突然7月に、「23区に広く募集をしましょうか？」と保護者の意見を受け入れる姿勢を見せています。

事業者募集自体が9月～10月にむけてのことなので



募集内容自体が大詰めになってからの意向調査。さいわいの保護者は正直どのようにしたらいいのか迷いながら意向調査に回答するという日々を送っています。また、都営団地の建て替えに伴う民営化計画は、このさいわい保育園が第一号だと思えば毎回の検討会が重要なものを感じています。

一方でさいわいの保護者の横の連携もとりつつ、検討会の内容がそれることのないように進めていけたらよいと思っています。

このさいわい保育園の民営化は3年後のことなので、現在通う園児の半数は卒園してしまいます。先の長い話ですが着々と進行している民営化計画なのでさいわい保育園有志の会としては慎重に見守りたいと思っています。

(さいわい保育園保護者)

“新保育制度”ってな～に??

～ 「直接契約」による保育度認定～

不況の中、認可保育園への入所希望者が急増しています。安心して子どもを預けられる認可保育園の増設が緊急課題となっています。保育園の役割が大きくクローズアップされる中、厚生労働省は新保育制度の導入を予定しています。保育園に入園を希望する全ての子どもたちが入所できる「量」と、保育園が子どもたちの豊かな発達・成長を保障し、豊かな人間性をはぐくむ場となる「質」の両面を満たすものになるのか?ポイントを見てみます。

新保育制度の大きな柱が「直接契約」制度の導入です。

これまで認可園への入園は、保護者が直接自治体に申込み、自治体が保育の必要度を判断。必要度の高い順に入所先を決定しました。新制度では自治体が保護者の就労形態に応じて「一日4時間」「一日8時間」「一日11時間」と必要保育量を認定します。保護者は認定書を持って直接希望の保育園に入所を申込み事になります。これが「直接契約」です。

児童福祉法では市区町村に「保育に欠ける児童を保育する」責任を負わせていますが、新制度では、保護者の「自己責任」で保育園を選ぶ事になります。しかし、認可保育園が足りないままでは、「入りたくても入れない」状況は改善されません。預け入れ児童数を増やすために保育室の面積や職員配置基準などを“規制緩和”することは、保育の質の低下を招きます。

待機児童の急増が社会問題化する中で「直接契約」を導入することは、保護者にも子どもたちにも大きな負担となることが懸念されます。

